

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年4月11日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
太陽光発電施設の設置許可基準ガイドライン作成業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和6年12月27日（金）まで
- (3) 契約限度額（見積上限額）
3,871,968円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 業務内容
太陽光発電施設の設置許可基準ガイドライン作成業務仕様書のとおり

2 技術提案に参加できる者の資格

この公告の日から7（1）の委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「4 調査・研究（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「1 調査・研究（社会経済分野）」、「2 調査・研究（自然科学分野）」又は「3 環境測定」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

いこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7297

ファクシミリ 086-231-8094

メールアドレス datsutanso@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年4月11日（木）から同年4月25日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

また、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページ

(URL: <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和6年4月11日（木）から同年4月25日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法

技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。提出期限必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査等

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者については、2の要件について審査し、不適合と認められる者には、令和6年5月2日（木）までに文書で通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明の要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、4（4）ウの宛先に、電子メール又はファクシミリにより、技術提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができ

る。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年4月11日（木）から同年4月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

質問・回答書（様式第2号）を電子メールまたはファクシミリにより送信すること。電話又は口頭による質問には応じない。

※電子メールの件名は「太陽光ガイドライン／質問書」とすること。

ウ 宛先

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

ファクシミリ 086-231-8094

電子メール送信先 datsutanso@pref.okayama.lg.jp

※電子メール又はファクシミリ送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認用電話番号：086-226-7297（アの受付期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで）

エ 回答方法

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。ただし、この技術提案に直接関係ないもの、セキュリティ上の理由等から明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不相当と認められる質問には、回答を行わないか又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書等の提出

この技術提案に参加する者は「技術提案書等作成要領」（別紙1）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

(3) 提出書類

技術提案書等の提出について（様式第3号）	正本1部
技術提案書（任意様式）	正本1部、副本4部
見積書（様式第4号）	正本1部、副本4部
付属資料（必要に応じて）	正本1部、副本4部
会社概要（会社パンフレット等）	正本1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。提出期限必着のこと。）

6 技術提案内容の説明

この技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

(1) 日時

令和6年5月17日（金）を予定

(2) 開催場所

岡山県庁を予定

(3) 説明時間

説明20分、質疑10分（説明時間の超過は認めない。）を予定。説明は提出した技術提案書等によることとし、会場には、プロジェクター等の機材の準備は行わない。詳細は、追って連絡する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別に定める技術提案書審査要領に基づき、委託業務内容に係る提案書及びヒアリングの内容、見積金額等により審査し、最も優秀な提案を行った者を総合的に判断して委託候補者に選定する。委託候補者に選定されたか否かについては、審査結果をファクシミリ等で通知する。

なお、審査項目及び配点は別紙2のとおりとする。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県で協議の上、詳細内容を決定し契約を締結する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に応募する資格のない者及び4（2）アの提出期間に技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 技術提案書等が、5（1）の提出期限を超えて提出されたとき。

- (3) 見積額が1(3)を満たさなかったとき。
- (4) 技術提案参加者が6に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 技術提案書等に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 技術提案参加者が、2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- (8) 提出された技術提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (9) その他、技術提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- (2) 技術提案は、技術提案参加者ごとに1案までとする。
- (3) 県は、提出書類について、本公募の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 技術提案書等の作成等に要する費用は、全て技術提案参加者の費用とする。
- (5) 技術提案書等は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 技術提案書等は返却しない。
- (7) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- (8) 審査経過については、公表しない。
- (9) 技術提案書等について、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則（平成8年岡山県規則第43号）に基づき取り扱うこととする。
- (10) 技術提案書等に虚偽又は不正があった場合その他技術提案参加者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、参加を無効とする。
- (11) 技術提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (12) 委託候補者決定後、委託内容の一層の充実を図るため県と委託候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (13) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (14) 著作権等に関する事項
 - ア 提案の著作権は原則として各技術提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は県に帰属する。
 - イ 技術提案者は、県に対し、技術提案者が提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(15) その他、必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。

(参考) スケジュール

本技術提案に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

(1) 技術提案の告示	令和6年4月11日
(2) 質問受付	令和6年4月11日～4月25日
(3) 技術提案参加資格確認申請書等の提出期限	令和6年4月25日
(4) 参加資格不適合通知	令和6年5月2日
(5) 技術提案書等の提出期限	令和6年5月10日
(6) ヒアリングの実施	令和6年5月17日
(7) 契約候補者の発表(審査結果通知)	令和6年5月24日頃
(8) 契約締結	令和6年5月31日頃

技術提案書等作成要領

1 技術提案書等の構成

本技術提案に係る技術提案書等として、下記の留意事項に従い、次の（１）～（５）を提出すること。

- （１）技術提案書等の提出について（様式第 3 号）
- （２）技術提案書（任意様式）
- （３）見積書（様式第 4 号）
- （４）上記を補足する付属資料（必要に応じて。）
- （５）会社概要（会社パンフレット等。ない場合は、会社の経歴や従業員数、事業内容等がわかるもの（任意様式）。）

2 留意事項

- （１）提出する上記 1（１）～（５）のうち、（１）及び（５）は正本 1 部を作成し、（２）～（４）は正本 1 部、副本 4 部を作成すること。副本には、社名や社名を類推できる表現を入れないこと。
- （２）A 4 版を基本とすること。一部 A 3 版の使用も認めるが、その場合は片袖折りをし、て A 4 サイズに合わせる。
- （３）枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- （４）文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- （５）提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- （６）言語は日本語、通貨単位は円とすること。

3 技術提案書の内容

技術提案書は、太陽光発電施設の設置許可基準ガイドライン作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照の上、以下の項目ごとに以下の内容で作成すること。

（１）業務実績

太陽光発電施設の適正な設置・管理のためのガイドライン等作成を内容とする同種・類似業務を、国や地方自治体から受託した実績がある場合、直近の実績から順に、5 事業まで記載すること。

現在受注しているものも、契約締結が完了しているものは含めることとする。

記載内容は、業務名称、発注者、業務期間、受託金額、業務の概要（調査した施設等の件数含む。）等とする。

受託実績がない場合は、その旨を記載すること。

（２）実施体制

ア 業務実施体制図

本業務における全体の実施体制図を記載すること。業務ごとに担当グループが分か

れる場合は、それぞれの業務ごとの責任者がわかるように記載すること。また、再委託を行う予定がある場合は、再委託予定者も含めた体制図とすること。

イ 従事予定者の経歴等

従事予定の総括責任者及び担当者の所属・役職・氏名と、保有資格、担当業務内容、担当業務に係る経験年数を記載すること。

上記アの体制図とまとめた記載としてもよい。

ウ 業務に係るスケジュール

契約期間内に本業務を完了させるための工程表を具体的に記載すること。

(3) 提案内容

ア 基本認識・実施方針

本業務に対しての基本認識、業務実施に向けた方針・考え方を記載すること。

イ 業務内容の実施方法等

仕様書の「5 業務の内容」に記載する業務内容ごとに、業務の手順、方法、進め方等の内容を具体的に記載すること。

特に、仕様書の「5 業務の内容」のうち「(3) 関係法令等の収集・整理」については、設置禁止区域又は設置に適さない区域に安全に太陽光発電施設を設置するために参照すべきと考える関係法令の基準等をどのような考え方・方針で収集するか、また、「(4) 基準案の作成」において、それら収集した情報から本業務による基準に必要な項目をどのような考え方・方針で抽出するかについて記載すること。

なお、仕様書の業務内容のうちいくつかをまとめて実施する場合は、その旨記載し、まとめて記載すること。

ウ 独自提案

提案者の知識、経験等を活用し、本業務での効率的な実施に向けた工夫や、ガイドラインに記載する項目の追加提案など独自提案等があれば、記載すること。

＜審査項目及び配点＞

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	同種・類似業務について国や地方自治体からの受託実績があるか。	5点
実施体制	業務を適正に遂行できる人員体制、配置体制となっているか。	5点
	担当技術者は業務を遂行するためにふさわしい実績及び資格を有しているか。	10点
	スケジュールは適切かつ具体的な工程になっているか。	5点
提案内容 ＜全 般＞	具体的かつ十分な記載がなされているか。	5点
	わかりやすい記載となっているか。	
＜基本認識＞	業務の趣旨を的確にとらえているか。	10点
＜業務の実施方法＞	国事例の収集・整理の範囲、手法が適切か。	10点
	他都道府県事例収集・整理の範囲、手法が適切か。	10点
	関係法令等の収集・整理の範囲、手法が適切か。	10点
	収集・整理した情報から本業務による基準に必要な項目を抽出・整理するための考え方、手法が適切か。	15点
	作成した基準案に対する県庁関係課や有識者等から提出された意見等の反映・修正の考え方・手法が適切か。	15点
	＜独自提案＞	本業務が効率的に実施されるような工夫があるか。 ガイドラインに記載する項目の追加提案があるか。 等
見積金額	見積額は、技術提案書に沿った妥当な金額となり、かつ予算内に収まっているか。	20点
合計		130点